

## 多度津町農業委員会議事録

令和3年4月20日午前9時00分より午前10時00分、多度津町農業委員会の  
会議を多度津町総合福祉センター3階講習室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                     |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                     |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について          |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告    | その他                                      |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
7番委員	村井文教
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（1名） 6番委員 池田一普

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

## 審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

定例会の審議に先立ちまして、人事異動に伴うご挨拶を申し上げます。

人事異動により、前任の亀山より事務局長を引継ぎすることとなりました海田でございます。農業委員会の業務に携わるのは初めてのことで、皆様にはご迷惑をおかけすることもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

また、前任の亀山につきましては、高齢者保険課の課長補佐に異動となりましたこと、ご報告させていただきます。

なお、本来ならば、亀山より退任のお礼を申し上げるところでございますが、業務の都合が合わないこと、ご容赦いただきたく存じます。皆様方には在任中大変お世話になりましたこと、亀山に代わりお礼申し上げます。

それでは、ただいまより令和3年4月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

(挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

着座で失礼します。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、池田推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

本日は農業委員14名中14名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思っております。

議長

それでは、議事を始めたいと思っております。

まず最初に、本日の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。

12番の篠原委員さん、それから13番の西山委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を、これも篠原委員さんのほうからよろしくお願ひいたします。

1 2 番委員

昨日の小委員会の報告ですが、議案は1から4議案までありました。1号議案は1か所、2号議案は2か所、3号議案が1か所の合計4か所について現場の確認をしてまいりました。

その中で、1号議案についてですが、四角い田んぼで、西側との田んぼの境目に農道が図面上あると思われませんが、実際現場を見てみますとコンクリートの境があり、農道が確認できなかったということが現地で分かりました。この場所は地籍調査も既に済んでいるようで、そういうことからこの確認を事務局に委ねてありますので、また報告もよろしくお願ひします。

また、2号議案について、申請地の地番のほうが●●●番の●と●●●番の●となっております。ちなみに●●●番の●ですが、確認したところ、東側に水路を挟んで町道が整備されております。その中に分筆されたものと思われまふ。

その後、その他の議案等について協議いたしましたが、昨日は特に問題がなかったということで終えております。この後、皆さん方のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま●●委員さんのほうからご報告がありましたけども、分からなかったというか調査が必要なところというのは、後で議案の中でご説明をしていただくということになっておりますので、ご理解いただきたいと思ひまして、ただいまのご報告についてのご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、早速議案のほうに入らせていただきたいと思ひます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をよろしくお願ひします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】

なお、補足といたしまして、●●委員による小委員会の報告の中にありました公図上の農道の件についてご説明します。

本申請農地の西側にある農地との間に、公図上では農道の表示がありますが、現況は畦畔ブロックしかなく、農道がどちらかの農地に取り込まれております。これについて、現地ではどちらの農地に取り込まれているかについて確認ができませんでしたので、昨日の小委員会後、地籍調査の担当に確認したところ、今回申請地に取り込まれておるとのことでした。

なお、この件について譲受人は把握しているとのことでしたが、申請代理人の行政書士を通じて再度譲受人に説明をするよう指導しております。

以上、1件の申請につきましては周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの議案第1号の説明について、何かご意見、ご質問があればよろしくをお願いします。

9番委員

分かりにくかったのですが、申請農地のほうに農道が入っているのですか。

事務局

そうです。今回申請農地とその隣に田があり、公図上は間に農道の表示がありますが、現状はコンクリートの畦畔ブロックしかなく、農道がどちらかに取り込まれているという状況でした。現場の地籍調査は完了しておりますが、隣に町道がありまして、その町道の工事の関係でプレートが打っていない状態でした。その農道がどちらに取り込まれているかについて現場では確認ができなかったため、地籍調査の担当者に確認したところ、今回購入する田のほうに農道が含まれていたということで確認が取れました。

9番委員

農道を取り込んでトラクターで使い込んでいるわけですね。地籍の担当者はそれで問題ないというのですか。

事務局

地籍は現況で認定するので、現状はその田が取り込んでいるということで認定をしました。ただ、農道がある部分については、後で復元してプレートを打つこととなります。その農地を宅地等へ転用する申請をする際には、きちんと農道の部分は引いて申請をするようになります。

ます。

4 番委員

この面積の中に、農道も入っているのですか。

事務局

入ってないです。

事務局長

今回購入する農地が農道を取り込んでいるという認識は、譲り受ける●●さんにありますが、その確認を申請人からももう一度、譲り受ける●●さんにもう一度連絡を入れて、ここには農道があるということを説明していただくように、事務局のほうからはお話しさせていただいております。

9 番委員

はい、分かりました。

議長

ということは、農地法第3条のところ承認できるという要件は全て満たしているという理解でいいのですね。

事務局

許可要件を全て満たしていると考えます。

議長

ということで、ほかに何かないですか。

推7番委員

今の農道の話ですが、官地も同様の考え方でいいのですか。

9 番委員

農道は官地です。農道や水路や町道が官地です。

議長

それでは、ここで決を採ってもよろしいですか。

そういうことで、ただいまの議案第1号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。議案第1号を承認といたしたいと思えます。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

**【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】**

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として露天駐車場用地となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年6月1日、工事完了が令和3年12月1日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計740万円となっており、資金証明書を添付しております。

備考といたしまして、譲受人の●●●●氏は県道善通寺多度津線沿いの道福寺にある●●●●●●●●の取締役として勤務しています。事業計画としては、●●●●氏が購入し会社に賃貸する計画となっており、業務拡張により手狭になったので営業車5台、作業車両3台が駐車できるスペースが必要になり、申請に至りました。また、会社の主な業種は交通安全施設工事及び建設工事です。転用理由については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として非農家の自己住宅となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年6月1日、工事完了が令和3年12月1日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費、建築費等で合計5,300万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上、2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、このことにつきましてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

9番委員

●●君が、地番が何とかと言ったのは何ですか。

12番委員

地番が●●●の●と●になっていますよね。●はどこかなと思って確認しただけなんです。それが水路を挟んで町道が整備されていて、その中に分筆で取り込んでもという結果でした。

9番委員

そうだったのですね、ありがとうございます。これ、2人とも●●となっていますが関係は何ですか。

事務局

●●です。

7番委員

上が●●●●の●●●で、駐車場のほうです。下が●●●。家の前

へ●●●●が家を建てる予定です。それで、実際今は一枚の田んぼですが、その西側へ駐車場を持っていくということです。

議長 他にないですか。ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案の内容につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで議案第2号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

**【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】**

事業計画が必要な理由としては、9区画のうち8区画は工事完了していますが、1区画のみ建築工事が未了のため、2年間の工期延期の計画変更申請が必要となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

説明がありましたけども、このことについてご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

(なし の声あり)

議長 ありがとうございます。ご質問等がないということで、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。貸付期間につきましては、令和3年5月1日から令和9年4月30日までとなっております。合計といたしまして、1筆で1,152平米となっております。



す。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、4月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたことについてご意見、ご質問よろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長

それでは、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議なしということで議案第4号も承認とします。よろしくお願ひします。

続きまして、その他について事務局よりご説明お願ひします。

事務局長

事務局より4点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は令和2年度交付金報酬について、3点目は4月提出分農振除外変更申出について、4点目は水利及び土地改良区確認名簿についてです。

事務局

【その他4点について事務局より説明】

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局よりその他で4点ほど報告させていただきましたけれども、この点につきまして何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

(なし の声あり)

議長

ほかになかったら、続いて後のその他を報告お願ひします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

5月の小委員会は、19日水曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は13番西山委員、推進委員は2番眞鍋委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員は14番細川委員、4番三野委員、5番横關委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

これでその他の報告終わったわけですが、全体で何かご意見ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで4月の定例会を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。